

国立民族学博物館研究出版委員会規則

平成16年4月6日
規則第 8 号

(設置)

第1条 国立民族学博物館が刊行する研究出版物に関する事項を審議し又は実施に当たするため、研究出版委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 館長が指名する研究部長又はセンター長
- (2) 館長が指名する研究教育職員
- (3) 研究協力課長

(任期)

第3条 前条第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項に定める任期の途中で、新たに委嘱する委員の任期の終期は、前条第2号及び第3号に掲げる委員と同一とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、第2条第1号に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査員)

第7条 委員会に、掲載論文を審査するため、必要に応じて審査員（委員以外の者を含む。）若干名を置くことができる。

(専門部会の設置)

第8条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する委員及び委員以外の職員をもって構成する。
- 3 専門部会長は、委員長が指名する。
- 4 専門部会に関する事項については、別に定める。

(意見の聴取)

第9条 委員会又は専門部会が必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、研究協力課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行後において、最初に委嘱する第2条第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成22年11月9日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。